水 道 開 栓 届（水道使用変更届）

　　年　　月　　日

坂井市長　様

住　　所

（届出者）(フリガナ)　　　　　　　　　　　　注５

氏　　名

電話番号

給水装置の使用を開始したいので、坂井市水道事業給水条例第２７条第１項第１号の規定により下記のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開始年月日 | 　　年　　月　　日　（実際に使用を開始する日） |
| 開 栓 場 所 | 坂井市**＊マンション等は、マンション名、部屋番号まで記入してください** |
| 使用者 | 住　　所（マンション名、号室） | 〒 |
| フリガナ |  |
| 氏　　名 |  |
| 生年月日 | 　　　年　　　　　月　　　　　日（個人のみ） |
| 電話番号 | ＊すぐに連絡がとれる携帯電話番号を記入してください。 |
| 水道料金支払方法 | * 口座振替
 | （口座振替依頼書をポストに投函しますので、金融機関に提出してください。） |
| * 納付書による納付（市役所、金融機関、コンビニ）
 |
| 納付書の送付先 | * 開栓場所に送付　　　　　　□使用者住所先に送付
* 下記の住所先に送付

住　　所電話番号 |
| 開栓事務手数料 | 開栓時に「開栓事務手数料1,000円」がかかります。（最初の水道料金請求時に含まれます。） |
| 備　　　考 |  |

（注意書）**※必ずお読みください。**

１．水道使用にあたっては契約約款をご覧ください。（坂井市ホームページで公開）

２．納入期限を過ぎても上下水道料金を納入されないときは、督促状が発せられ1通につき督促手数料100円が加算されます。

３．開始年月日が休日の場合は、それより前の平日に開栓しますが、料金は開始年月日からとなります。

４．事前に蛇口を必ず閉めておき、漏水がない状態にしてください。万一、蛇口の閉め忘れにより室内で漏水事故が発生し届出者が損害を受けたとしても、市は一切その責を負いません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付 |  | 起票 |  |

５．届出者の印鑑は自署の際は不要。記名（自署以外の記入）の際に押印ください。

※坂井市上下水道お客さまセンター　　FAX：0776-67-2955

水 道 開 栓 届（水道使用変更届）

**令和5**年**10**月**３**日

坂井市長　様

住　　所　**坂井市坂井町下新庄１－１**

【記入例】

（届出者）(フリガナ)　**サカイ　タロウ**　注５

氏　　名　**坂井　太郎**

電話番号　**０７７６－６６－１５００**

給水装置の使用を開始したいので、坂井市水道事業給水条例第２７条第１項第１号の規定により下記のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開始年月日 | **令和5**年**10**月**１０**日　（実際に使用を開始する日） |
| 開 栓 場 所 | 坂井市**坂井町下新庄１－１****＊マンション等は、マンション名、部屋番号まで記入してください** |
| 使用者 | 住　　所（マンション名、号室） | 〒**９１９－０４１３　坂井市春江町随応寺１７－１０** |
| フリガナ | **サカイ　タロウ** |
| 氏　　名 | **坂井　太郎** |
| 生年月日 | **平成　２**年　　**３**　月　　**４**　日　（個人のみ） |
| 電話番号 | **０９０**－**１２３４**－**○○○○**＊すぐに連絡がとれる携帯電話番号を記入してください。 |
| 水道料金支払方法 | **☑**口座振替 | （口座振替依頼書をポストに投函しますので、金融機関に提出してください。） |
| * 納付書による納付（市役所、金融機関、コンビニ）
 |
| 納付書の送付先 | **☑**開栓場所に送付　　　　　　□使用者住所先に送付* 下記の住所先に送付

住　　所電話番号 |
| 開栓事務手数料 | 開栓時に「開栓事務手数料1,000円」がかかります。（最初の水道料金請求時に含まれます。） |
| 備　　　考 |  |

（注意書）**※必ずお読みください。**

１．水道使用にあたっては契約約款をご覧ください。（坂井市ホームページで公開）

２．納入期限を過ぎても上下水道料金を納入されないときは、督促状が発せられ1通につき督促手数料100円が加算されます。

３．開始年月日が休日の場合は、それより前の平日に開栓しますが、料金は開始年月日からとなります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付 |  | 起票 |  |

４．事前に蛇口を必ず閉めておき、漏水がない状態にしてください。万一、蛇口の閉め忘れにより室内で漏水事故が発生し届出者が損害を受けたとしても、市は一切その責を負いません。

５．届出者の印鑑は自署の際は不要。記名（自署以外の記入）の際に押印ください。

※坂井市上下水道お客さまセンター　　FAX：0776-67-2955